

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年八月二十六日奈良県指令中土第四八―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十月十三日中土第六七―四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市今井町二丁目九七番六、九八番二、九八番七及び九九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市今井町二丁目二番二一号

三本木 雍雄